

指定通所型短期集中予防サービス（短期集中健幸アップ教室）利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と富田ケアセンター有限会社以下「事業者」という。）は、契約者が富田ケアセンター 共生ダイアルク（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護保険法に基づく第1号通所事業「指定通所型短期集中予防サービス（短期集中健幸アップ教室）」（以下「本サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）、倉敷市の定める条例その他関係法令に則り、契約者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、自ら継続して介護予防に取り組み、本サービス提供期間終了後も介護保険サービスを利用しなくても活動的な生活を送り続けられることを目的として、契約者に対し、第2条及び第3条に定める本サービスを提供します。
2. 契約者は、第15条第2項に定める契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、本サービスを利用できるものとします。

第2条（介護予防・日常生活支援総合事業給付対象サービス）

1. 事業者は、契約者の生活機能上の問題・課題及びその背景・原因を把握・評価した上で明らかにし、その改善のため、介護予防・日常生活支援総合事業給付対象サービスとして、契約者に対して、次に掲げる本サービスを提供するものとします。
 - (1) 通所型サービス（事業所内）〔計24回実施〕

契約者が事業所まで毎週1回通所（居宅間での送迎あり）することにより実施し、リハビリテーション専門職が次のプログラムを短期集中的に提供します。

 - ア 健康状態の確認（バイタルチェック）、体力測定
 - イ 健康状態や痛みの部位、生活状況等の確認とそれに合わせた柔軟な支援の提供
 - ウ リハビリテーション専門職等による集団指導等（運動器機能向上プログラム）
 - エ 講和・指導・訓練により口腔機能向上プログラムと栄養改善プログラムを複合的に実施
 - (2) 訪問型サービス（契約者宅）〔計2回実施〕

専門職が契約者の居宅を訪問し、心身の状況や生活環境に応じた日常生活動作、生活機能の改善に向けた相談支援を行います。

 - ア 契約者のアセスメント
 - イ 日常生活で支障を来している生活動作の確認と助言
 - ウ 自宅用プログラム、日常生活における機能向上のための助言・指導
 - エ 必要に応じて契約者の課題にあった指導等（栄養改善、口腔機能向上等）
2. 事業者が契約者に対して実施する本サービスの内容、利用日、利用時間、利用料金の事項（以下「個別サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第3条（個別サービス計画の決定・変更）

1. 事業者は、市（高齢者支援センター及び同センターから委託された居宅介護支援事業者、以下「高齢者支援センター等」という。）が作成した契約者に係る介護予防ケアマネジメント（以下「ケアプラン」という。）の内容を踏まえ、実施する「専門的プログラム」と、契約者が居宅等で実施する「セルフケアプログラム」を盛り込んだ個別サービス計画を作成します。
2. 事業者は、サービス提供責任者に第2条第2項に定める個別サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
3. 事業者は、個別サービス計画の内容について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
5. 事業者は、個別サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、個別サービス計画に実施上の問題があり、変更を必要とする場合には、契約者に対して、その内容について改めて説明を行い、同意を得るものとします。

第4条（提供するサービス内容及びその変更等）

1. 事業者が提供する本サービスの内容、利用期間、利用料金及び利用者負担金（利用料金のうち契約者が負担する部分をいい、介護保険に定める負担割合の金額、実費負担の金額をいう。）は、重要事項説明書のとおりです。
2. 契約者は、いつでも本サービスのプログラム内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合には、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに本サービスの内容を変更します。
3. 事業者は、契約者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに高齢者支援センター等に連絡するなど必要な援助を行います。
4. 事業者は、本サービスに付随して、あるいは本サービスにおいて提供される便宜のうち介護保険の適用を受けない（介護予防・日常生活支援総合事業給付対象外）サービスを提供する場合には、必要に応じてあらかじめ、そのサービスの内容及び実費負担金について具体的にわかりやすく説明し、契約者本人及び契約者の家族の同意を得るものとします。

第5条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は第2条に定める本サービスの提供を受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた本サービス利用料金から介護予防・日常生活支援総合事業給付額を差し引いた差額分（自己負担分：国の定める介護保険の負担割合）を事業者に支払うものとします。
2. 第4条第4項に定める本サービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた本サービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は本サービス提供において便宜上必要となった諸費用実費を事業者に支払うものとします。

4. 契約者は、本サービス利用料金について毎月まとめて翌月 10 日までに請求を行い、本サービス利用時に利用料支払い窓口で支払うか、もしくは、事業者が指定する金融機関への振込みにより支払うものとします。

第 6 条（利用料金の変更）

1. 前条第 1 項に定める本サービスの利用料金について、介護保険法その他関係法令の改正により、倉敷市の事業給付費体系の変更が生じた場合、契約者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 前条第 2 項及び第 3 項に定める本サービスの利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 7 条（利用料金の滞納）

1. 契約者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を 2 か月分以上滞納した場合は、事業者は、契約者に対し、1 か月以上の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、当該支払期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、本契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の高齢者支援センター等及び倉敷市と連絡を取り、解約後も契約者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
3. 事業者は、前項の措置を講じた上で、契約者が第 1 項の支払期限までに滞納額の全額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

第 8 条（利用日の中止・変更）

1. 契約者は利用期日前において、本サービスの利用を中止又は変更をすることができます。この場合には、契約者は本サービス実施日の前日までに事業者申し出るよう努めるものとします。
2. 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の中止又は変更の申し出に対して、事業所が満員もしくは実施するプログラム内容（特に、栄養改善・口腔機能向上の各プログラムを予定していた場合など）の都合により契約者の希望する日にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示するなどして、可能な限り別日での振替利用について協議できるものとします。
3. 契約者が、私用、体調不良等のやむを得ない理由により、本サービス提供の予定日に全く利用できなかったときは、可能な限り別日での振替利用について協議できるものとします。ただし、原則としてキャンセル料などの利用料金は発生しないものとします。
4. 契約者が、体調や容体の急変、意欲減退等契約者側の事情となる理由により、提供時間が短縮した場合には、事業所において何らかのサービス提供を実施しているときに限り、本サービスを 1 回利用があったものとみなします。
5. 契約者が、入院等で利用を中断し、連続して 4 回（1 か月）以上の長期にわたる中止の場合には、本サービス利用中止の取扱いとなり、再度、本サービス利用に復帰する場合には、新規の契約者として再契約するものとする。

第9条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づく本サービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合には、契約者に対して、事前に説明することとします。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第10条（施設・設備の使用上の注意）

1. 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及び従業者は、本サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び契約者から聴取・確認した上で、本サービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者は、契約者に対する本サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人は請求することによりこれを閲覧することができる。
5. 本サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

1. 事業者及び従業者は、本サービスを提供する上で知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、従業者が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
3. 事業者は、契約者にとって緊急に医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
4. 前2項に拘わらず、事業者は、契約者及び契約者の家族の個人情報について、ケアプランの立案等のためのサービス担当者会議、本サービス提供に係る倉敷市への実施状況等の報告並びに契約者に係る高齢者支援センター等との連絡調整及び連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者または契約者の家族等の個人情報を、必要最小限の範囲内で用いることができるものとします。

5. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第13条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づく本サービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者又は契約者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに契約者又は契約者の家族に対して損害を賠償します。第11条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合は、この限りではありません。
2. 契約者又は契約者の家族に故意又は重大な過失が認められる場合、事業者は、損害賠償責任を減じることができるものとします。
3. 事業者は第1項における損害賠償責任を速やかに行うものとします。
4. 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

第14条（事業者の責に帰すべからざる事由）

本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、次の各号に該当する場合には、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、本サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した本サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第15条（天災等不可抗力）

1. 契約の有効期間中、地震・噴火・風水害等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由により本サービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は契約者に対してさらに本サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、契約者は事業者に対して、すでに実施した本サービスについて、所定の本サービス利用料金の支払義務を負うものとします。

第16条（契約期間・更新・終了、契約終了に伴う援助）

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から開始するものとし、以降6か月間のうち週1回（計24回）の本サービスの提供終了をもって期間満了とします。したがって、契約期間は、期間終了ではなく原則として利用回数のカウント完了をもって終了とします。
2. 契約者は、以下の各号に掲げる事由がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供する本サービスの提供を利用することができるものとします。
 - (1) 契約者が死亡した場合

- (2) 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (3) 契約者が居宅要支援被保険者又は事業対象者のいずれにも該当しなくなった場合
 - (4) 契約者が要介護認定により居宅要介護被保険者（要介護１～５）と判定された場合
 - (5) 契約者が倉敷市（高齢者支援センター）の実施する基本チェックリストで非該当となった場合
 - (6) 契約者が介護予防通所介護等の通所型サービスを利用する場合
 - (7) 契約者が介護保険施設へ入所する場合
 - (8) 契約者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
 - (9) 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
3. 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

1. 契約者は、次の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第 16 条第 2 項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が入院した場合
 - (3) 事業者が、正当な理由なく本契約に定める本サービスを提供せず、契約者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
 - (4) 事業者が、第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (5) 事業者が、契約者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
2. 契約者は、前項の事由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日以上予告期間を設けることにより、事前に事業者に対して通知するものとします。

第 18 条（事業者の債務不履行を事由とする契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める本サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務等に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (5) 事業者が破産した場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、契約者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (2) 契約者による、第5条第1項から第3項に定める本サービス利用料金の支払いが、3か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 契約者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (5) 契約者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者において本サービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
2. 事業者は、前項によりこの本契約を解除する場合には、担当の高齢者支援センター等に連絡を取り、契約解除後も契約者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

第20条（精算）

第6条第3項、第7条第3項、第9条第3項及び第16条第2項により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施された本サービスに対する利用料金支払義務及び第9条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約者又は契約者の家族が契約終了日から2週間以内に精算するものとします。

* オプション条項（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第21条（苦情処理）

1. 契約者又は契約者の家族は、提供された本サービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情を受け付ける窓口を常設し、提供した本サービスについて、契約者又は契約者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、本サービスの向上及び改善に努めます。
3. 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な取扱いもいたしません。

第22条（サービス内容等の記録の作成及び保存）

1. 事業者は、本サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から起算して最低5年間保存します。
2. 契約者及び契約者の後見人（必要に応じ、契約者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも、前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は、契約者に対して実費相当額を請求できるものとします。
3. 事業者は、本契約の終了に当たって必要があると認められる場合は、契約者の同意を得た上で、契約者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められてない事項について問題が生じた場合には、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 24 条（免責約款）

契約者は、事業者が行う送迎サービスを受けることについて万一事故があった場合、事業者が加入する賠償保険にて支払われる金額にて補てんされる部分については賠償責任を免責するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者及び事業者が各々記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

〔契約者〕

住所 _____

氏名 _____

〔代理人〕

住所 _____

氏名 _____

〔事業者〕

住所 7 1 3 - 8 1 0 3

岡山県倉敷市玉島乙島 7 1 8 3 番地 1

事業所名 富田ケアセンター短期集中健幸アップ教室

富田ケアセンター有限公司

代表者氏名 代表取締役 山 中 祥 吉